

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成27年 1月16日（諮問第27号）

答申日：平成27年12月10日（答申第30号）

事件名：措置入院の決定に係る行政文書に記録された個人情報の部分開示決定
処分に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、措置入院の決定に係る行政文書に記録された個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）について、非開示とした部分のうち、別紙において、「開示が妥当」と判断した部分については開示すべきであるが、その他の部分について非開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示請求の内容

異議申立人は、平成26年11月25日、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し「平成〇〇年〇〇月〇〇日の、私の措置入院決定に関する行政文書全て（措置入院に関する診断書を含む。）」という内容の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成26年12月5日、条例第19条第2項の規定に基づき、部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人

に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年1月9日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象個人情報に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取り消し、本件対象個人情報の非開示部分を開示することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

(1) 条例の趣旨・目的について

条例は、その制度の趣旨・目的について、条例第1条により、「この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって個人の尊重に寄与することを目的とする。」と規定している。

また、上記の趣旨・目的を踏まえて、条例第14条において個人情報の開示請求権について規定しており、原則として、何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示請求をすることができ、条例第16

条において、実施機関は、開示請求があったときは、当該請求に係る個人情報の開示をしなければならないとしている。ただし、例外的に、その請求に係る個人情報の開示をすることにより、他の個人又は法人の正当な利益を侵害したり、行政事務の適正な遂行に支障が生じる等の一定の場合においては、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる旨を規定しているところである。

(2) 条例第16条の規定の解釈方法について

条例第16条各号に規定する非開示情報は、個人情報の開示請求については、開示を原則としつつも、第三者の利益の保護あるいは公益の観点から、例外として、非開示とできる場合を限定的に列挙したものである。そのため、当該請求に係る個人情報が条例第16条各号に規定する非開示情報に該当するかどうかは、条例第1条が明らかにしている条例の趣旨・目的、個人情報の開示請求権を規定した条例第14条及び第16条の上記基本構造を踏まえた上で、限定的に解釈すべきである。

また、本件異議申立てに係る措置入院（以下「本件措置入院」という。）について、異議申立人は、違法な措置決定を受けたものであり、当該措置決定が不当であるとして審査請求、退院請求、さらに、現在では裁判も申し立てている。措置入院は強制的に人身の自由を制限するものであるから、異議申立人が、本件措置入院に至る客観的経緯及び決定の根拠について、その真偽及び詳細を知るために文書の開示を求める権利は尊重に値するものであり、非開示情報については一層限定的に解釈しなければならない。

(3) 「保護の任に当たっている者を開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。」に係る条例第16条第3号該当性について
実施機関の説明では、保護の任に当たっている誰のどのような権利利益

について、それがどのように侵害されるのかが全く明らかとなっていない。

実施機関の非開示理由説明書に記載のある「保護の任に当たっている者」が、部分開示された様式2-9入院措置の決定について（通知）の「現に本人の保護の任に当たっている者」の記載を指すとすれば、異議申立人の母親である〇〇〇〇が記載されていることは異議申立人にとって明らかであるし、異議申立人の母親の権利利益が開示によって侵害されるおそれは全く考えられない。

- (4) 「病院名を開示することにより、当該機関の正当な利益を害するおそれがある。」に係る条例第16条第4号該当性について

開示された様式2-8入院措置の決定について（通知）の「精神科病院（指定病院）」欄に病院名について記載があるが、入院先が〇〇〇〇であることは、入院した異議申立人自身が当然知っている情報であるから非開示とする理由はない。

- (5) 「当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなるおそれ、又は、これらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。」に係る条例第16条第7号該当性について

本件措置入院は既に実施されたものであって、当該事務の目的が達成できなくなるおそれは全く考えられない。

また、実施機関は、本人に開示されることを容認すれば、本人の反応等に配慮して診断内容の形骸化をもたらすこととなる旨主張する。しかし、措置入院に係る診断は、極めて厳格、適正な手続が必要とされ、精神保健指定医（以下「指定医」という。）が専門的知見に基づいて、公正に評価・判断するものであるから、本人に内容を開示される可能性があるとして、指定医が否定的な評価をありのままに記載することを差し控えたり、画一

的に記載することにより、診断内容が形骸化することはあり得ない。

さらに、異議申立人は、本件請求、審査請求及び退院請求について、当初から代理人弁護士を通じて所定の手続を経て請求していることから、記載内容の真偽及び詳細を確かめるために保健所職員及び指定医の私生活又は業務に支障を及ぼすような行為をすることは考えられない。

(6) 自己情報コントロール権について

個人情報保護制度により保護される個人の権利利益は、日本国憲法の定める基本的人権としての人格権（日本国憲法第13条）に由来するものである。

現代社会においては、情報によって描かれる自分を有効にコントロールすることで自己の人格を保つことができると考えられていることから、行政機関をはじめとして、社会で保有されている自己情報に対する本人のアクセス及びコントロールの権利（自己情報コントロール権）が具体的に保証されなければならない。

特に、個人の病歴等のいわゆるセンシティブ情報は、利用目的・方法次第で個人の権利利益に深刻な侵害をもたらす可能性があることから、より手厚く自己情報コントロール権が保障されるべきである。

本件異議申立てにおいて問題となっているのはセンシティブ情報であり、個人の権利利益の中でも最重要の人身の自由に侵害をもたらす可能性のある情報である。現に異議申立人が人身の自由を奪われた結果となっていることから、異議申立人が、関連する自己情報にアクセスすることは当然に保障されるべきである。

なお、条例には、自己情報コントロール権についての規定はないが、他の都道府県の個人情報保護条例の中には、自己情報コントロール権について規定されているものもある。

(7) 本件異議申立ての特徴について

通常、措置入院に至る経緯については、自傷他害のおそれのある問題行動を起こしたために通報されて入院に至るケース又は問題行動を起こして現行犯逮捕された後に通報されて入院に至るケースが考えられる。

しかし、本件措置入院に至る経緯として、逮捕の原因となった傷害被疑事実自体が逮捕より4か月前の出来事であり、さらに、異議申立人が被疑事実自体を争っている否認事件であるから、異議申立人が本件措置入院の必要性に疑問を持つのは当然の事案であるといえる。

さらに、個人情報の開示に関する類似の答申又は判決によると、非開示を正当化する理由として、措置入院に不満を持った本人又は家族が、担当者に対して、電話等により、何度も長時間にわたって同じことを主張し、面談を強要し、又は対応する者に罵詈雑言を浴びせる等、実際に措置入院手続に関与した者に対して、不当な追及をしていることが挙げられている。そのような事案であれば、関係者の平穏な社会生活に支障を及ぼし、ひいては措置入院等の精神障害者福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断されてもやむを得ない場合もある。

しかし、異議申立人は、当初から代理人弁護士を通じて適法に本件請求を行っており、関係者の私生活又は業務に支障を及ぼすおそれは皆無の事案である。

また、他の都道府県の個人情報保護審査会による答申及び過去の裁判例によると、措置入院に関する診断書の大部分を開示する旨の答申又は非開示を違法とする判決がなされている。

(8) 結論

(1)から(7)によれば、実施機関が非開示とした部分は全て非開示情報に

該当せず、本件処分は違法であって取り消されるべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象個人情報について部分開示決定を行った理由を次のように説明している。

1 「現に本人の保護の任に当たっている者の氏名」について

開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、開示することにより、当該個人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、条例第16条第3号（開示請求者以外の個人情報）に該当するとして非開示としたものである。

2 「指定病院に関する情報」について

法人等に関する情報であり、開示することにより、当該法人等の事業活動及び業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第4号（法人等情報）に該当するとして非開示としたものである。

3 「診断内容等に関する情報」並びに「精神保健指定医氏名」及び「職員氏名」について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条の規定に基づく措置入院は、医療の提供及び保護のために入院させなければ、精神障害のために自傷又は他害行為を起すおそれがあると認められる場合に、本人の意思に反しても入院させることができる制度であることから、一般に、本人がこの措置に納得しないことが想定される。

措置入院に係る診断は、医師が本人の求めに応じて行う診療とは異なる

ため、極めて厳格、適正な手続が必要とされる。この手続の適正性を担保するために、診断書等に記載する情報は、本人の意向にとらわれない客観的かつ具体的な内容であることが要求されている。その結果、これらの記載内容は、事柄の性質上、本人の認識や意向に沿わない事項が多いことが想定されることから、指定医は本人に開示されないことを前提にその記載を行っている。

仮に後日、本人に開示されることを容認すれば、本人の反応等に配慮して記載を簡略化する、正確に記述することを躊躇する等、診断内容の形骸化をもたらすこととなり、ひいては制度の適正な運営に重大な支障を及ぼすものと認められる。

また、本件措置入院の決定に携わった「精神保健指定医氏名」及び「職員氏名」について本人に開示した場合、本件措置入院に対する不満から、指定医及び保健所職員への不信感や誤解に基づき、診断書の記載内容の真偽及び詳細を確かめるため、指定医及び保健所職員の私生活又は業務に支障を及ぼすような行為がなされることが予想され、ひいては措置入院制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、条例第16条第7号（事務・事業情報）に該当するとして非開示としたものである。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成27年 1月16日 諮問の受付
- (2) 同 年 2月23日 実施機関から非開示理由説明書を收受
- (3) 同 年 3月26日 異議申立人から意見書を收受
- (4) 同 年 6月 5日 審議
- (5) 同 年 7月17日 異議申立人から意見書を收受並びに異議申立人及び実施機関が意見陳述

- (6) 同 年 9月11日 審議
- (7) 同 年10月19日 審議
- (8) 同 年11月24日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 措置入院について

法第24条第2項は、検察官は、精神障害者等について、特に必要があると認めるときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならないことを定めている。

法第27条第1項は、「都道府県知事は、第22条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。」と規定し、同条第3項は、同条第1項の規定による指定医の診察に際して都道府県職員を立ち合わせなければならないことを定めている。

法第29条第1項は、「都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。」と規定するとともに、同条第2項は、「前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する2人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。」と規定している。

また、法第29条第3項は、同条第1項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、その旨を書面で知らせなければならな

いことを定めている。

2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、2通の措置入院に関する診断書（以下「診断書」という。）及び本件措置入院の決定に係る起案文書に記録された個人情報である。

診断書は、法第24条第2項の規定による検察官からの通報に基づき、法第27条第1項及び第29条第1項の規定により、指定医が異議申立人を診察した結果について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和47年秋田県規則第47号。以下「規則」という。）第4条の規定により、秋田県知事宛提出したものである。

本件措置入院の決定に係る起案文書は、指定医による診察の結果、本件措置入院を決定するに当たって、法第29条第3項及び規則第5条の規定により、関係者へ告知又は通知を行うために作成された文書である。

また、当審査会において見分したところ、当該起案文書は、起案罫紙、様式2-7措置入院決定のお知らせ（本人宛告知書）の案、様式2-8入院措置の決定通知書の案（以下「家族宛通知書」という。）、様式2-9入院措置の決定通知書の案（以下「病院宛通知書」という。）及び様式2-10診察結果通知書の案（以下「通報者宛通知書」という。）から構成されていることが確認された。

なお、様式2-7措置入院決定のお知らせ（本人宛告知書）の案には、非開示情報が記録されていないため、当審査会における審査の対象には含まないこととするものである。

3 条例第16条第7号（事務・事業情報）該当性について

(1) 本号の趣旨について

本号は、県の機関等の行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを非開示情報として規定している。

本号の趣旨は、県の機関等が行う事務又は事業は、法令等に基づき公益に適合するように行わなければならない、自らの判断と責任において適正に遂行することが求められていることから、開示することにより、これらの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非開示とする合理的な理由があるとしたものである。

当審査会では、本件対象個人情報のうち非開示とした部分について、本号に該当するかどうかを検討する。

(2) 本号に該当するとして非開示が妥当であると認められる部分について

措置入院は、医師が患者本人の求めにより行う診療とは異なり、医療及び保護のために入院させなければ、精神障害のために自傷又は他害行為に及ぶおそれがあると認められる場合に、精神障害者又はその疑いのある者（以下、併せて「本人」という。）以外からの申請等を契機として手続が進められ、本人の意思にかかわらず、強制的に精神科病院等に入院させることができる制度であることから、一般に、本人がこの措置に納得していないことが想定される。そのため、本人の同意なく入院させる措置入院の性質に鑑み、その決定に際しては、極めて厳格、適正な手続を経る必要があり、指定医が作成する診断書等は、その適正さを担保する上で重要な役割を担うことから、診断書等に記載される情報は、本人又は家族の意向にとらわれない、客観的かつ具体的で詳細な内容であることが要求される。

診断書の「病名」欄には、指定医が診察を踏まえた上で、医学的、専門的見地から判断した病名が記載されており、「生活歴及び現病歴」欄には、指定医が関係者から聴取した情報等を基に、本件措置入院の要否について

医学的、専門的見地から判断するに当たり必要な情報が記載されている。また、「重大な問題行動」欄には、指定医が重大な問題行動について、項目ごとに、A欄はこれまでの問題行動、B欄は今後おそれのある問題行動について判断した内容が記載されており、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、指定医が現在の精神症状等について、当該欄に列挙された項目に該当する状態であるかどうかを判断した結果が記載されている。さらに、「診察時の特記事項」欄には、指定医が医学的、専門的見地から判断した、本人の現在の症状、診察時の反応等に関する情報が記載されているとともに、それを基に、本件措置入院の可否を判断するに至るまでの情報が記載されている。

これらの情報は、事柄の性質上、一般的に本人の認識や意に沿わない事項が多いことが想定され、指定医は、その内容が本人に開示されないことを前提に率直かつ具体的で詳細な記載を行っている。仮に、その記載内容が本人に開示されることが前提となると、指定医は、本人の感情、反応等に配慮することにより、措置入院の可否を決定するに当たり必要となる記載を、本人に開示されたとしても差し障りのない内容とする等、簡略化することが予想され、これは診断書等の記載内容の形骸化につながり、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

さらに、措置入院に係る診察は、患者本人と医師との相互の信頼、協力の下で行われる通常の診察とは異なるものであるため、その診察の経緯及び結果に関する情報が、指定医等の医学的、専門的見地からの説明及び判断を伴うことなく開示されることとなると、本人の誤解、反発を招くこととなる等、今後の治療又は本人の心身に対して、悪影響を及ぼすおそれもある。

診断書の「陳述者氏名」欄には、生活歴及び現病歴の基となる情報を供述又は提供した者に関する記載が認められる。

この情報が開示されることが前提となると、陳述者が本人の反応又は本人との関係に配慮することにより、率直かつ詳細に意見を述べることを躊躇することが予想され、その結果、正確な事実の把握が困難となり、措置入院の要否を決定するに当たり必要となる情報を得られなくなる可能性があるため、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

同じく診断書に記載された「精神保健指定医氏名」、「精神保健指定医の印影」、「職員氏名」及び「保健所職員の印影」、起案罫紙に記載された「保健所職員の氏名」及び「保健所職員の印影」並びに起案罫紙及び通報者宛通知書に記載された「秋田地方検察庁担当職員の氏名」に関する情報について判断すると、これらの情報を本人に開示とした場合、措置入院に対する不満又は本人の病識若しくは認識との相違から、指定医、保健所職員等に対する不信感や誤解が生じる可能性があり、診断書等の記載内容の真偽又は詳細を確認することを目的として、指定医、保健所職員等の私生活又は業務に支障を及ぼすような行為が行われる可能性があるため、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報はいずれも本号に該当し、非開示としたことは妥当である。

(3) 本号には該当しないとして開示が妥当であると認められる部分について

診断書の「申請等の形式」欄及び「申請等の添付資料」欄には、指定医による診察は、誰による申請、通報又は届出が契機となっているのか、また、申請等に際して、資料の添付があったのかどうかについて記載されている。なお、異議申立人に開示されている文書からも、通報者が検察官であることは明らかとなっているところである。「職業」欄には、異議申立

人本人の職業が記載されており、「初回入院期間前回入院期間初回から前回までの入院回数」欄には、異議申立人本人の過去の入院歴が記載されている。「行政庁メモ」欄には、保健所職員が診察に際して記録した内容が記載されており、さらに、診断書には、「署名日」、「診察場所」及び「診察日時」の記載が認められる。

これらの情報は、単なる客観的な事実又は既に開示された文書から明らかである情報若しくは指定医の医学的、専門的見地からの判断が含まれていない情報であることから、これらを開示するとしても、指定医が本人の反応等に配慮してその記載を簡略化するとは考えられず、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号には該当せず、開示することが妥当である。

診断書の「医学的総合判断」欄及び「行政庁の措置」欄について判断すると、これらの情報は、指定医の医学的、専門的見地からの総合的な判断ではあるものの、本件措置入院は既に実施されているものである。ここで、措置入院が決定されるためには、法第29条第2項の規定により、2名以上の指定医の診察を受け、さらに、その診察の結果が一致しなければならないと定められているが、開示された診断書の枚数から、本件措置入院に係る診察は、2名の指定医により行われたことが分かる。すなわち、その診察の結果を受けて、本件措置入院が決定されていることから、診断書に記載された指定医及び保健所職員の最終的な判断が、本件措置入院の必要性を示す旨の記載で一致していることは明らかである。このように、本件措置入院に係る診察を行った指定医の人数及び本件措置入院の実施の有無から、その記載内容が異議申立人にとって明らかである場合には、これらを開示しても、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号には該当せず、開示することが妥当である。

(4) 指定医の評価又は判断に係る情報を開示することによる影響及び本号の
該当性に関する判断基準について

本号の該当性について、異議申立人は、指定医の評価又は判断に係る情報を開示することにより、異議申立人が関係者の私生活又は業務に支障を及ぼすおそれはなく、また、異議申立人に本件対象個人情報が開示されたとしても、本件措置入院は既に実施されているため、その目的を達成することができなくなるおそれはない旨主張する。

しかし、異議申立人に対しては、現に本件措置入院の決定が行われているだけでなく、過去には法第33条に規定する医療保護入院の措置が採られていることから、当審査会の審査の時点において、本件対象個人情報を開示することにより、異議申立人が関係者に対して職務の妨害、追及等を行う可能性を否定することはできない。

さらに、本号の該当性を判断するに当たっては、今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについても検討する必要があるのであり、本件措置入院が既に実施され、異議申立人が退院していることのみをもって、開示又は非開示の妥当性を判断するものではない。

以上のことから、異議申立人の主張は、当審査会の(2)及び(3)の判断を左右するものではない。

4 条例第16条第3号（開示請求者以外の個人情報）該当性について

(1) 本号の趣旨について

本号は、開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該本人以外の個人の権利利益を侵害するおそれのあるものを非開示情報として規定している。

また、本号ただし書は、「法令若しくは条例の規定により又は慣行とし

て当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「公務員等（略）の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号柱書に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

本号ただし書の趣旨は、個人の権利利益を保護する観点からは非開示とする必要のない情報、公益上開示する必要性が認められる情報又は公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る情報については、非開示情報に該当しないことを定めたものである。

当審査会では、本件対象個人情報の非開示とした部分のうち、条例第16条第7号に該当しない部分について、本号に該当するかどうかを検討する。

(2) 本号に該当するとして非開示が妥当であると認められる部分について

当審査会において見分したところ、起案野紙に記載された「案3 家族あて入院決定通知の宛先」、家族宛通知書に記載された「宛先」及び病院宛通知書に記載された「現に本人の保護の任に当たっている者の氏名、住所及び続柄」は、いずれも、異議申立人以外の個人（以下「第三者」という。）に関する情報を含むことが認められる。

家族宛通知書は、規則第5条第1項の規定に基づき通知されたものであり、同項は、「知事は、法第29条第1項（略）の規定により精神障害者を入院させようとするときは、当該精神障害者の居住地を管轄する保健所長を経て、現に当該精神障害者の保護の任に当たっている者にその旨を通知するものとする。」と規定していることから、当該通知書は、現に本人の保護の任に当たっている者に対して通知されたものであることが分か

る。

さらに、規則第5条第2項は、指定病院の管理者にも同旨の通知を行うことを規定しており、病院宛通知書には、現に本人の保護の任に当たっている者に関する情報が記載されていることが認められる。

したがって、起案野紙及び家族宛通知書の宛先として記載されている者と病院宛通知書において現に本人の保護の任に当たっている者は、同一人物であることが分かる。

また、上記のとおり、第三者は規則において本人の関係者として通知先と定められており、加えて、本人が精神障害者又はその疑いがある者であることから、措置入院の制度上、その第三者の存在は重要かつ必要なものであるということが出来る。

そこで、措置入院の制度上、第三者は重要かつ必要な存在であり、かつ、措置入院に関与したことについて本人から追及等を受ける可能性があることを併せて考慮すれば、本号の該当性を判断するに当たり、当該第三者は、その地位相応の尊重を受けなければならないものである。

次に、上記を踏まえて、これらの情報を異議申立人に開示した場合、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるかどうかを検討する。

一般的に、措置入院を決定された者の中には、その事実を従順かつ平穏に受容できない者がおり、当該決定に納得できないとして、様々な行動に出る可能性も否定できず、また、その行動が必ずしも平穏な態様でなされるとは限らない。この場合において、第三者に関する情報の全部又は一部を開示することにより、当該第三者に対して上記のような行動がなされると、当該第三者の権利利益を侵害することになると認めるのが相当である。また、この可能性を否定できないことについては、異議申立人においても同様である。

本号ただし書の該当性について、異議申立人は、現に本人の保護の任に

当たっている者は母親である旨推定するが、その推定の正誤にかかわらず、異議申立人が何らかの事情でこれを推定するに至った、又は知り得たとしても、それが個別的な事情に留まる限りは、措置入院の制度上、現に本人の保護の任に当たっている者が誰であるかを本人に通知することとはなっていないことから、法令等の規定により又は慣行として異議申立人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえ、本号ただし書には該当しないものと判断する。

以上のことから、これらの情報はいずれも本号に該当し、非開示としたことは妥当である。

5 条例第16条第4号（法人等情報）該当性について

(1) 本号の趣旨について

本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの等を非開示情報として規定している。

本号の趣旨は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがある情報等は、非開示とすることを定めたものである。

当審査会では、本件対象個人情報の非開示とした部分のうち、条例第16条第3号及び第7号に該当しない部分について、本号に該当するかどうかを検討する。

(2) 本号には該当しないとして開示が妥当であると認められる部分について

当審査会において見分したところ、起案罫紙に記載された「入院先」及び「案2 医療機関あて入院決定通知の宛先」、家族宛通知書に記載された「精神科病院（指定病院）の名称及び住所」並びに病院宛通知書に記載された「宛先」は、いずれも、法人等に関する情報を含むことが認められる。

しかし、当該病院は、法第19条の8の規定により、指定病院として秋田県が指定しているものであり、当該病院が本件措置入院に係る入院先であることが異議申立人に知られたとしても、当該病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、これらの情報はいずれも本号に該当せず、開示することが妥当である。

6 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てと類似の判例等には、非開示を違法とするものがある旨主張するが、診断書等の開示又は非開示に係る判例の見解は分かれているため、異議申立人の主張は、当審査会の3から5までの判断を左右するものではない。

第7 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第8 答申に関与した委員

区分	氏名	職名
	小野寺 倫子	秋田大学教育文化学部准教授
会長代理	面山 恭子	弁護士
会長	加賀 勝己	弁護士

	加 藤 謙	弁護士
	坂 本 哲 也	医療法人久盛会秋田緑ヶ丘病院統括顧問

別紙

行政文書の名称	実施機関が非開示とした項目	審査会の結論(※)
措置入院に関する 診断書	申請等の形式	開示が妥当
	申請等の添付資料	開示が妥当
	職業	開示が妥当
	病名	非開示が妥当 (第7号)
	生活歴及び現病歴	非開示が妥当 (第7号)
	陳述者氏名	非開示が妥当 (第7号)
	精神保健指定医の印影	非開示が妥当 (第7号)
	初回入院期間前回入院期間初回 から前回までの入院回数	開示が妥当
	重大な問題行動	非開示が妥当 (第7号)
	現在の精神症状、その他の重要な 症状、問題行動等、現在の状 態像	非開示が妥当 (第7号)
	診察時の特記事項	非開示が妥当 (第7号)
	医学的総合判断	開示が妥当
	署名日	開示が妥当
精神保健指定医氏名	非開示が妥当	

		(第7号)
	診察場所	開示が妥当
	診察日時	開示が妥当
	職員氏名	非開示が妥当 (第7号)
	保健所職員の印影	非開示が妥当 (第7号)
	行政庁の措置	開示が妥当
	行政庁メモ	開示が妥当
起案罫紙	保健所職員の氏名	非開示が妥当 (第7号)
	保健所職員の印影	非開示が妥当 (第7号)
	入院先	開示が妥当
	案2 医療機関あて入院決定通知の宛先	開示が妥当
	案3 家族あて入院決定通知の宛先	非開示が妥当 (第3号)
	秋田地方検察庁担当職員の氏名	非開示が妥当 (第7号)
様式2-8 入院措置の決定通知書の案 (家族宛通知書)	宛先	非開示が妥当 (第3号)
	精神科病院(指定病院)の名称及び住所	開示が妥当
様式2-9 入院措置の決定通	宛先	開示が妥当
	現に本人の保護の任に当たって	非開示が妥当

知書の案 (病院宛通知書)	いる者の氏名、住所及び続柄	(第3号)
様式2-10 診察結果通知書の 案 (通報者宛通知書)	秋田地方検察庁担当職員の氏名	非開示が妥当 (第7号)

※ 非開示を妥当とする場合は、「第6 審査会の判断の理由」において判断した条例第16条該当号を括弧内に記載した。